

2018年10月29日  
町田市社会福祉協議会  
第3回福祉サポートまちだ事業充実検討委員会

## 中核機関の申立て支援のあり方と課題

～「東京における成年後見制度の適切な運用と利用の促進に向けた  
地域と家庭裁判所の連携による取組について」（東社協試案）をもとに

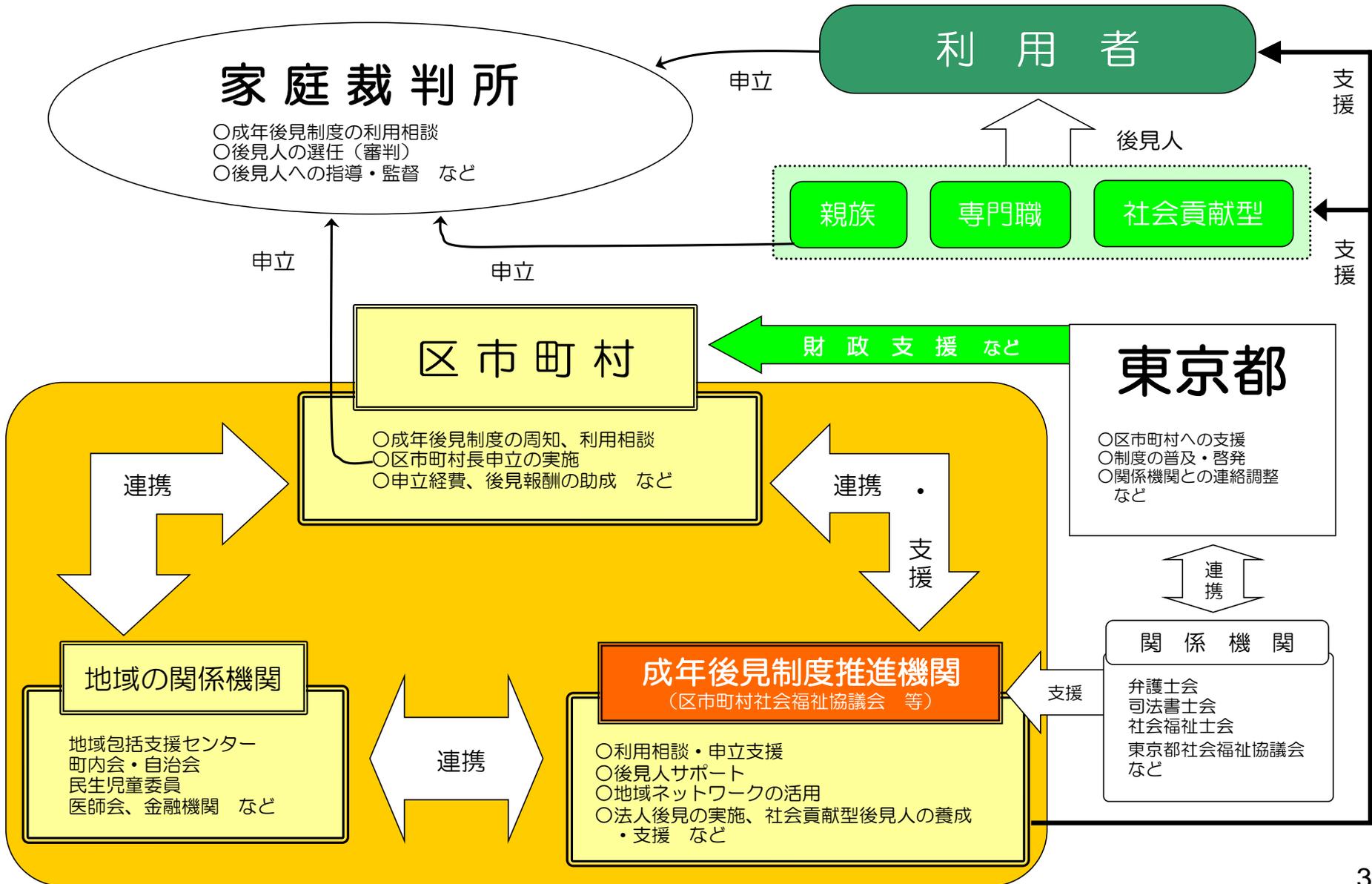
東京都社会福祉協議会

**東社協試案**（=地域と家裁の連携による新たな  
成年後見支援・促進モデル）のめざすもの

選任前【相談・マッチング】～選任～選任後【後見人  
支援】の全過程において一貫して、  
意思決定支援（自己決定の尊重）と身上保護の重視  
を徹底し、具体化するためのしくみをつくる。

◇ 成年後見活用あんしん生活創造事業のイメージ

平成17年 事業開始



# 成年後見活用あんしん生活創造事業における推進機関等の役割

## ○ 利用相談と申立支援

## ○ 後見人サポート

- ・後見人からの相談対応
- ・後見人連絡会 等

## ○ 地域ネットワークの活用

- ・地域関係者連絡会の開催
- ・地域ニーズの把握 等

## ○ 運営委員会等の設置

- ・推進機関全体の運営方針、支援内容等に関する審議、指導 等

親族後見人の受任後の支援は個人情報の問題等もあり、ほとんどできていない！

## 【その他～任意事業】

### ○ 法人後見の受任

### ○ 社会貢献型後見人(市民後見人)の養成・支援

### ○ 申立経費・後見報酬の助成 等

# 東京における成年後見申立・選任の状況

- ◆成年後見制度推進機関 49区市（全区市） ※市町村・島しょ部は未設置
- ◆実利用者数 35,737件（29年末現在） ※全国の1.2%
- ◆申立件数 5,071件（29年） ※全国の1.4%
- ◆首長申立実績 1,142件（29年） ※全国の1.6%
  
- ◆推進機関による法人後見 24機関・529件 ※（28年10月時点）
- ◆推進機関による市民後見（社会貢献型後見）の監督  
33機関・266件 ※（28年10月時点）

## 成年後見制度があまり利用されていない理由 (基本計画より)

○後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者後見人が選任されることが多い

→第三者後見人の中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされている。

○後見開始後の支援体制が十分でない

→家裁が事実上相談に応じているが、家裁では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るための必要な助言は困難

# 成年後見制度利用促進基本計画のポイント (国HPより)

## (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

家裁

⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代

⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

国・裁判所

## (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

⇒①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(マッチング)、  
④後見人支援 等の機能を整備

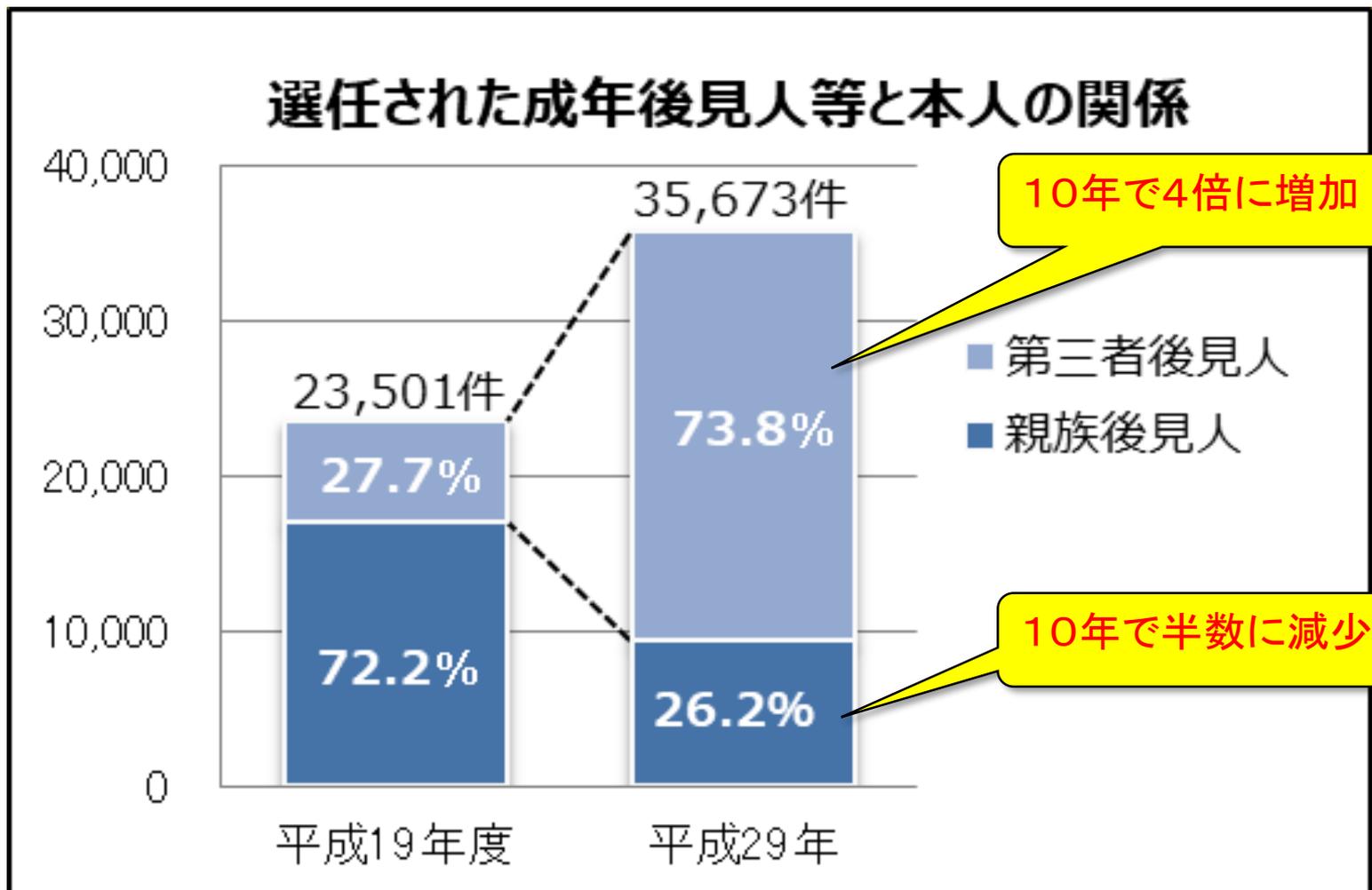
⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、  
コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

## (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

国・裁判所

⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

## 成年後見人等の属性（担い手）の変化

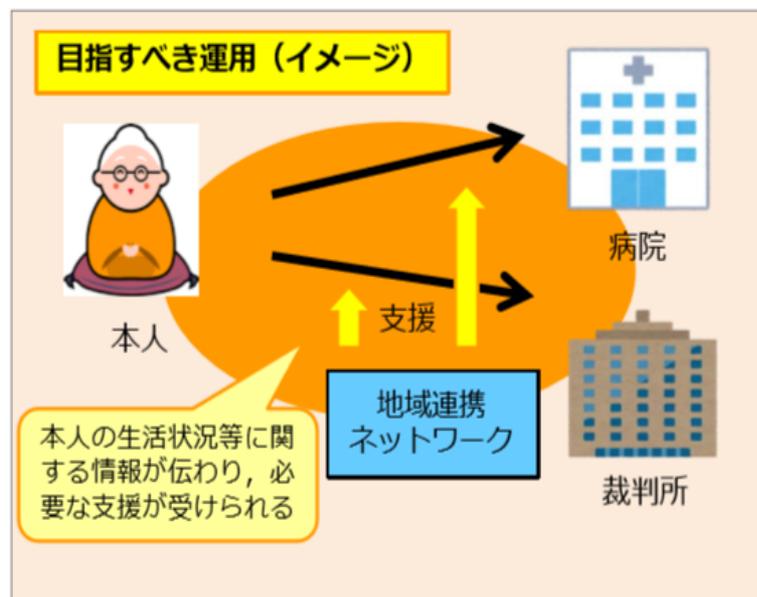
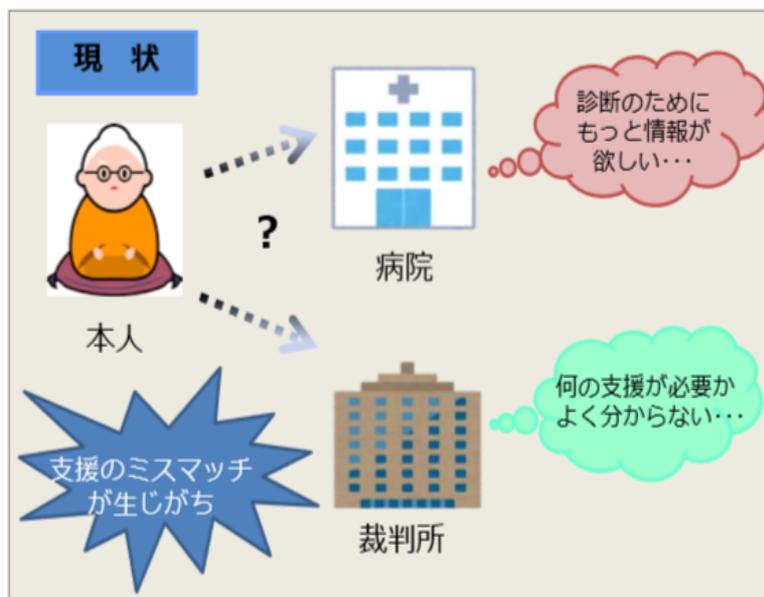


# 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

## 利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。



## 今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

6

# 成年後見制度推進機関に寄せられている 利用者や家族の声

- 娘に全部任せるつもりだったのに、なんで知らない人が通帳を取り上げ自由にさせてくれないのか。（本人）
- 後見人は顔も見せず、利用料も適切に払えていない。もっと適切な後見人が選任されるようにしてほしい。（施設）
- 誰が選任されるかわからないので、申立てしたくない。（親族）
- せっかくの財産を本人のために有効に使ってほしいのに、後見人は高い報酬を取って何もしてくれない。（親族） 等々

これは(狭い意味の)「後見人サポート」の問題でも、親族後見の問題でもない・・・

## あらためて現状を考えると・・・

▶ 本人や親族の希望にも関わらず、財産管理・不正防止を過度に重視するあまり、意にそぐわない専門職後見人が選任されることが少なくない。

⇒ 制度への不満、専門職後見人との軋轢を招いている。

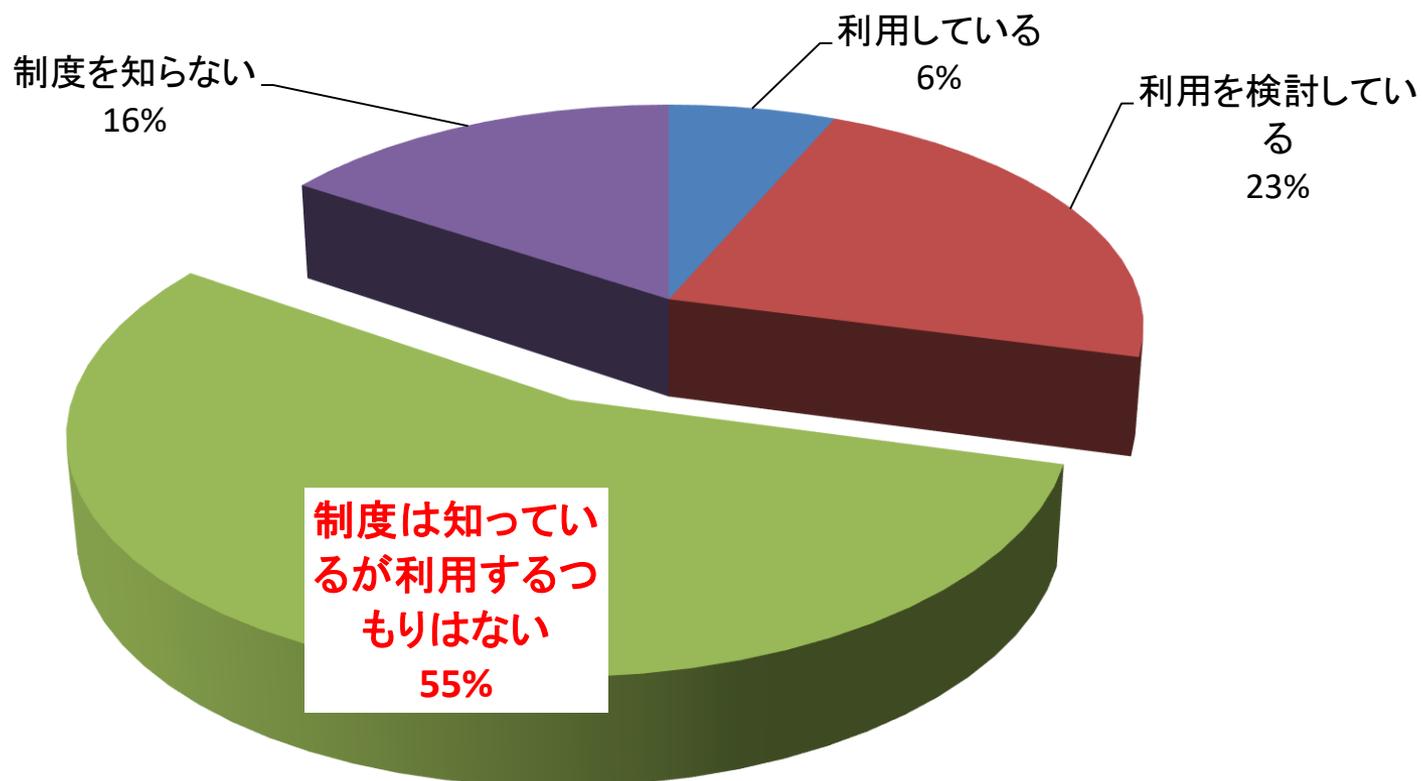
⇒ その結果、申立ての忌避、断念にもつながっている。

▶ 上記の状況を放置したままでは、いくら制度のPRに力を入れても無駄。

⇒ 「実情を知れば知るほど利用したくない制度」になっている。

# みずほ総研 「認知症の人に対する預貯金・財産の 管理支援に関する調査」

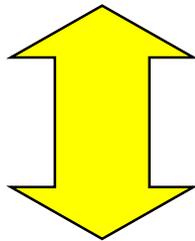
(2016年10月実施)



# 東京家裁からの課題提起

「基本計画が想定する後見制度ないし運用の在り方（メモ）」  
(30年3月28日)

- ▶ 中核機関による【申立支援】は、単なる手続教示ではなく、その過程で得た情報に基づき適切なマッチング及び候補者の推薦を行い、それらの情報を開始後の後見人支援に結び付けることに主たる意義がある。



- \* 後見人へのきめ細かな支援を実現すれば、おのずと制度の利用は促進されるというわけではない！
- \* 後見人のマッチング・選任のあり方を改善することなくして、有効な後見人支援はあり得ない。

- ▶ 中核機関には、【親族後見人支援】の一環として、福祉的な観点から、後見人がその裁量の範囲内における行為の是非の判断ができるよう、「日常的な相談に応じる」ことが想定されている。そのためにも家裁と中核機関との相談対応や相談支援のスタンスの共有、相互連携が必要。

あらためて・・

## 成年後見制度利用促進基本計画の意味を考える

### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

★  
家裁？

⇒ 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代

⇒ 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

国・裁判所

### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

⇒ ①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進(マッチング)、  
④後見人支援 等の機能を整備

⇒ 本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、  
コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

⇒ 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討

国・裁判所

# 地域と家裁の連携による新たな取組みの方向性

## ～ 東社協試案 の考え方～

- 1 成年後見の利用促進の最重要テーマは「適切な意思決定の支援」と「きめ細かな身上保護の重視」。そのためには、家裁よりも地域（福祉施策等による対応）に適格性があるのは明らかであり、家裁との適切な役割分担と協働及び専門職の協力体制のもと、地域における支援体制を強化することが必要。

2 地域における「支援」と家裁による「監督」を混同すべきではなく、相互に連携・補完しつつも、機能と役割の分担を明確にすべき。

3 本人及び親族の意向をできる限り尊重した「**納得と合意による後見人選任**」につながるしくみと支援体制を確立し、専門職と本人・親族の信頼と共感を大切にする。

※ 地域での「支援」になじまないような困難なケースは、これまでどおり家裁の責任のもとに「監督」する必要がある。

4 親族に対する申立てから選任までの相談・支援を充実させ、「**後見（支援）プラン**」に基づき、連続性を重視した選任後までの一貫した支援を行う。

5 こうした地域と家裁の連携による新しいしくみ全体を支える「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築する。

# 東京における成年後見制度推進機関の取組みの現状と今後の方向性（イメージ）

～ これまで果たしてきた役割・機能 と **今後求められるもの（東社協試案の内容）** ※網掛け部分

対象 / ステージ	申立て～選任まで		選任後
<b>要支援度が高い人</b> （頼りになる親族がいない、財産がほとんどない、虐待を受けている 等）		・首長申立て ・候補者紹介 等	 ・法人後見の実施 ・市民後見への支援 <b>（交代の促進）</b>
<b>一般</b> （頼りになる親族がいる、一定の財産がある 等）		（相談対応）	※対応できていない
			
<b>★家裁・専門職との連携・協働（＝検討・支援会議）により、後見（支援）プランを作成し、適切な後見人の選任と選任後の的確な後見人支援につなげる。</b>			

## 【後見（支援）プランの意義と可能性について】

- ① 専門的・第三者的な視点が入ることにより、質の高い後見業務の計画的な実施につながる。
- ② 財産管理や不正防止に偏らない、より適切な後見人を選任するための貴重な資料になる。
- ③ 本人や親族、後見人に「納得と合意」をもたらす。
- ④ 関係者の連携によるチーム支援の実現につながる。
- ⑤ 選任後の一貫したモニタリングと支援につながる。

## 【めざすべき姿】

- 自分が後見人になるのは不安だったが、父が「お前がやってくれるなら」と希望するし、地域で丁寧にサポートしてくれるということなので、父のために頑張ってみようと思う。（親族）
- 中核機関が中心になって後見人をサポートしてくれることにより、裁判所としては親族を選任しやすくなった。（家裁）
- 母の財産管理をどうするかについて兄弟間で意見の違いがあった。だからと言って報酬を払ってまで他人に後見人をお願いすることには躊躇したが、丁寧に相談に乗ってくれ、その後の支援方針も立ててくれたので納得できた。安心して（専門職に）任せたい。（親族）
- 後見（支援）プランに基づき、親族も納得して協力してくれるので、本人本位のきめ細かな後見業務を実施しやすくなった。（専門職後見人）